

# 【小施策評価(平成29年度実績評価)】

## 小施策の総合計画における位置付け

基本目標	1	人がいきいきと暮らすまちづくり	小施策 主管課等	障がい福祉課	
施策	5	障がい者福祉の充実	評価 責任者	野中 隆	内線 2510
小施策	5-2	障がい者福祉サービスの充実	評価 シート 作成者	熊谷 聡美	内線 2511

## 小施策の概要

現状と課題(総合計画実施計画から転記)	⇒	取組の方向性(総合計画実施計画から転記)
・今後においても、障がい者の障がいの特性などに応じた必要なサービスを提供し、障がい者の自立と社会参加の実現を図っていく必要がある。 ・現在、国において進められている「障害者制度改革」の中で、「障害者総合支援法」に基づき、制度の谷間のない支援の提供など、支援体制の整備に向けて、適切に対処していく必要がある。		障がい者の自己選択・自己決定を促進するために、相談支援体制を強化するとともに、障がいの特性などに応じた質の高いサービスを受けることができるように、障がい者福祉サービスの充実を図る。
対象(誰(何)を対象として行うのか)	⇒	意図(対象をどのようにしたいのか)
市民 市民		社会参加の促進が図られている。 適正な医療の確保、心身の健康が保持される。

## 小施策の成果指標の達成状況・評価(平成29年度実績)

実績値の推移				実績の評価	
指標	単 位	目指す方向	成果点	⇒	成果の要因分析
指標① 障がい者アンケート調査「就労している障がい者割合」	%	↗			
当初値 (H25) 26.3			H31目標値 33.0		H36目標値 40.0
<p>※平成25年度、29年度にアンケートを実施</p>					
<p>・就労している障がい者の割合は、平成29年度アンケートにより34%であり、平成31年度の目標値である33%を超えた。</p>			<p>・盛岡管内の障がい者の実雇用率は平成29年6月現在2.12%であり、平成28年6月から0.17ポイント増と右肩上がりとなり、管内全体の取組の効果と考えられる。</p> <p>・障がい福祉サービスの就労移行支援の利用者は、平成25年度の57人から平成29年度は96人と1.68倍になり、支援の効果もあると考えられる。</p>		
<p>・盛岡管内の障がい者の実雇用率の上昇は、就労継続支援A型利用者の増加も反映されているが、近年はA型事業所の適正な運営について問題視されている。</p> <p>・一般就労に至っても、短期間で離職する場合もある。</p>			<p>・就労継続支援A型事業所における利用者への賃金は、生産活動に係る事業の収入を充てるべきであるが、市から事業所に支払われる報酬を利用者の賃金に充てている場合があり、このことは、生産活動の内容が利用者への賃金を支払える水準に達していないことが原因である。</p> <p>・就労に伴い生じている生活面の課題を、就職後も支援する必要がある。</p>		
<p>・特になし</p>			<p>・特になし</p>		
指標② 受給者証の交付者数(重度心身、中度身体障がい者医療費)	人	→	成果点	⇒	成果の要因分析
当初値 (H25) 8,528			H31目標値 8,900		H36目標値 8,900
<p>・受給者証の交付者数は減少傾向である。</p>			<p>・身体障害者手帳の交付者数が、減少傾向にあることを反映していると考えられる。</p>		
<p>・特になし</p>			<p>・特になし</p>		

## 今後の方向性(平成30年度以降)

評価を踏まえた取組の方向性	★…30年度着手済または着手予定 ☆…31年度以降の着手を検討
<p>★ A型事業所については、「指定就労継続支援A型における適正な運営に向けた指定基準の見直し等に関する取扱い及び様式例について」(平成29年3月30日付障障発0330第4号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知)のとおり、指導監督を強化していく必要がある。</p> <p>★ 障害福祉サービスに新設された「就労定着支援」の活用について周知する。</p> <p>☆1 A型事業所以外の事業所についても、指定の完了によって関係を終了することなく、引き続き適正な運営について指導する必要がある。特に、平成31年度から指定障害児通所支援事業者の指定等が中核市に権限移譲されるので、約50件の児童対象の事業所についても指導する必要がある。</p> <p>☆2 相談支援の充実、特に障がい児の相談支援体制を強化する。</p>	
<p>★ 引き続き、制度の周知を図り、適正に医療費を給付する。</p> <p>★ 諸制度の周知については、障がい者相談支援事業も活用する。</p>	